

産業廃棄物処理施設の維持管理記録【2017年12月度】

設置事業所名	(株)A D E K A 千葉工場
施設名称	廃油焼却施設 (N C E 焼却炉)
施設の種類	廃油の焼却施設「法施行令第7条第5号イ」に該当する
	産業廃棄物の焼却施設「法施行令第7条第13の2号イ」に該当する
許可年月日	平成12年9月12日
許可番号	千葉県 12-2-2-64
維持管理計画	有 (別紙計画書参照)

1. 産業廃棄物の処分量

産業廃棄物の種類	処分数量(t)
廃油	1,407

2. 炉内の燃焼温度等

測定位置 日付	①燃焼炉内	②冷却缶 ^{備考1)} 出口	③集塵機出口煙道	ばいじんの除去 ^{備考3)}	備考
	燃焼ガス温度 (°C)	集塵機に流入する燃焼ガス温度 (°C)	排ガス中の一酸化炭素濃度 (ppm)		
	【基準:800°C以上】 平均値	【基準:200°C以下】 平均値	【基準:100ppm以下】 ----- ^{備考2)}		
1日	860.2	80.5			
2日	859.2	81.3			
3日	858.5	81.1			
4日	866.3	82.2			
5日	862.2	82.1			
6日	859.0	82.4			
7日	860.0	82.6			
8日	860.7	82.3			
9日	861.9	79.7			
10日	865.5	79.3			
11日	861.5	79.1			
12日	861.2	78.2			
13日	858.5	79.2			
14日	859.0	79.6			
15日	868.2	80.2			
16日	861.5	79.9			
17日	866.9	80.2			
18日	864.1	81.0			
19日	861.9	81.2			
20日	865.5	82.2			
21日	860.1	81.7			
22日	862.3	82.1			
23日	859.2	80.8			
24日	862.0	79.8			
25日	858.2	79.3			
26日	857.7	79.4			
27日	運転→停止				
28日	停止中				
29日	停止中				
30日	停止中				
31日	停止中				

備考1) 冷却缶とは、燃焼ガスを直接冷却缶水へ通過させ急冷する設備です。

備考2) 一酸化炭素濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設に該当し、排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録することが管理指標となっており、それに従って管理しています。

備考3) 排ガス洗浄設備(スクラバー)を使用しているために、ばいじんの堆積はありません。

備考4) 測定位置については焼却炉略図をご参照下さい。

産業廃棄物処理施設の維持管理記録【2017年11月度】

設置事業所名	(株)A D E K A 千葉工場
施設名称	廃油焼却施設 (N C E 焼却炉)
施設の種類	廃油の焼却施設「法施行令第7条第5号イ」に該当する
	産業廃棄物の焼却施設「法施行令第7条第13の2号イ」に該当する
許可年月日	平成12年9月12日
許可番号	千葉県 12-2-2-64
維持管理計画	有 (別紙計画書参照)

1. 産業廃棄物の処分量

産業廃棄物の種類	処分数量(t)
廃油	1,402

2. 炉内の燃焼温度等

測定位置 日付	①燃焼炉内	②冷却缶 ^{備考1)} 出口	③集塵機出口煙道	ばいじんの除去 ^{備考3)}	備考
	燃焼ガス温度 (°C)	集塵機に流入する燃焼ガス温度 (°C)	排ガス中の一酸化炭素濃度 (ppm)		
	【基準:800°C以上】 平均値	【基準:200°C以下】 平均値	【基準:100ppm以下】 ----- ^{備考2)}		
1日	859.0	78.1			
2日	856.9	78.0			
3日	864.6	79.4			
4日	862.0	79.8			
5日	860.2	78.6			
6日	857.0	79.3			
7日	863.3	79.4			
8日	868.8	80.1			
9日	872.4	80.0			
10日	861.0	79.3			
11日	863.4	79.1			
12日	861.8	79.7			
13日	運転→停止				
14日	停止中				
15日	停止中				
16日	停止→運転				
17日	865.8	78.8			
18日	859.4	78.7			
19日	862.1	78.6			
20日	864.5	78.9			
21日	865.0	78.9			
22日	863.9	79.6			
23日	862.0	79.7			
24日	860.1	79.6			
25日	862.4	79.8			
26日	860.9	80.0			
27日	863.7	80.1			
28日	872.4	80.1			
29日	857.7	80.5			
30日	856.8	79.8			

備考1) 冷却缶とは、燃焼ガスを直接冷却缶水へ通過させ急冷する設備です。

備考2) 一酸化炭素濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設に該当し、排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録することが管理指標となっており、それに従って管理しています。

備考3) 排ガス洗浄設備(スクラバー)を使用しているために、ばいじんの堆積はありません。

備考4) 測定位置については焼却炉略図をご参照下さい。

産業廃棄物処理施設の維持管理記録【2017年10月度】

設置事業所名	(株)A D E K A 千葉工場
施設名称	廃油焼却施設 (N C E 焼却炉)
施設の種類	廃油の焼却施設「法施行令第7条第5号イ」に該当する
	産業廃棄物の焼却施設「法施行令第7条第13の2号イ」に該当する
許可年月日	平成12年9月12日
許可番号	千葉県 12-2-2-64
維持管理計画	有 (別紙計画書参照)

1. 産業廃棄物の処分量

産業廃棄物の種類	処分数量(t)
廃油	1,408

2. 炉内の燃焼温度等

測定位置 日付	①燃焼炉内	②冷却缶 ^{備考1)} 出口	③集塵機出口煙道	ばいじんの除去 ^{備考3)}	備考
	燃焼ガス温度 (°C)	集塵機に流入する燃焼ガス温度 (°C)	排ガス中の一酸化炭素濃度 (ppm)		
	【基準:800°C以上】 平均値	【基準:200°C以下】 平均値	【基準:100ppm以下】 ----- ^{備考2)}		
1日		停止中			
2日		停止中			
3日		停止中			
4日		停止中			
5日		停止→運転			
6日	844.4	76.4			
7日	855.7	78.2			
8日	847.4	77.8			
9日	851.2	77.3			
10日	848.5	77.4			
11日	845.0	77.3			
12日	853.9	77.2			
13日	844.6	76.7			
14日	840.4	76.9			
15日	819.6	77.5			
16日	852.6	77.6			
17日	845.0	78.1			
18日	851.6	79.1			
19日	849.2	78.7			
20日	848.8	78.9			
21日	849.1	79.6			
22日	845.0	79.3			
23日	855.6	79.1			
24日	855.6	79.8			
25日	845.3	80.1			
26日	845.5	80.4			
27日	832.6	79.2			
28日	816.4	79.1			
29日	838.7	78.9			
30日	846.4	78.4			
31日	850.7	78.1			

備考1) 冷却缶とは、燃焼ガスを直接冷却缶水へ通過させ急冷する設備です。

備考2) 一酸化炭素濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設に該当し、排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録することが管理指標となっており、それに従って管理しています。

備考3) 排ガス洗浄設備(スクラバー)を使用しているために、ばいじんの堆積はありません。

備考4) 測定位置については焼却炉略図をご参照下さい。

産業廃棄物処理施設の維持管理記録【2017年9月度】

設置事業所名	(株)A D E K A 千葉工場
施設名称	廃油焼却施設 (N C E 焼却炉)
施設の種類	廃油の焼却施設「法施行令第7条第5号イ」に該当する
	産業廃棄物の焼却施設「法施行令第7条第13の2号イ」に該当する
許可年月日	平成12年9月12日
許可番号	千葉県 12-2-2-64
維持管理計画	有 (別紙計画書参照)

1. 産業廃棄物の処分量

産業廃棄物の種類	処分数量(t)
廃油	1,404

2. 炉内の燃焼温度等

測定位置 日付	①燃焼炉内	②冷却缶 ^{備考1)} 出口	③集塵機出口煙道	ばいじんの除去 ^{備考3)}	備考
	燃焼ガス温度 (°C)	集塵機に流入する燃焼ガス温度 (°C)	排ガス中の一酸化炭素濃度 (ppm)		
	【基準:800°C以上】 平均値	【基準:200°C以下】 平均値	【基準:100ppm以下】 ----- ^{備考2)}		
1日	858.2	80.8			
2日	859.4	81.0			
3日	858.7	81.3			
4日	859.3	81.5			
5日	860.9	81.1			
6日	860.0	81.0			
7日	858.2	81.7			
8日	859.5	81.5			
9日	861.3	81.9			
10日	854.8	82.2			
11日	860.2	82.7			
12日	869.2	82.4			
13日	859.0	82.5			
14日	864.4	82.6			
15日	863.3	82.8			
16日	866.4	82.1			
17日	862.5	81.9			
18日	853.4	76.8			
19日	861.6	77.9			
20日	863.8	81.3			
21日	869.6	82.1			
22日	864.0	82.5			
23日	863.7	82.4			
24日	859.5	82.2			
25日	867.9	82.3			
26日	870.2	82.5			
27日	867.8	82.1			
28日	運転→停止				
29日	停止中				
30日	停止中				

備考1) 冷却缶とは、燃焼ガスを直接冷却缶水へ通過させ急冷する設備です。

備考2) 一酸化炭素濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設に該当し、排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録することが管理指標となっており、それに従って管理しています。

備考3) 排ガス洗浄設備(スクラバー)を使用しているために、ばいじんの堆積はありません。

備考4) 測定位置については焼却炉略図をご参照下さい。

産業廃棄物処理施設の維持管理記録【2017年8月度】

設置事業所名	(株)A D E K A 千葉工場
施設名称	廃油焼却施設 (N C E 焼却炉)
施設の種類	廃油の焼却施設「法施行令第7条第5号イ」に該当する
	産業廃棄物の焼却施設「法施行令第7条第13の2号イ」に該当する
許可年月日	平成12年9月12日
許可番号	千葉県 12-2-2-64
維持管理計画	有 (別紙計画書参照)

1. 産業廃棄物の処分量

産業廃棄物の種類	処分量 (t)
廃油	1,374

2. 炉内の燃焼温度等

測定位置 日付	①燃焼炉内	②冷却缶 ^{備考1)} 出口	③集塵機出口煙道	ばいじんの除去 ^{備考3)}	備考
	燃焼ガス温度 (°C)	集塵機に流入する燃焼ガス温度 (°C)	排ガス中の一酸化炭素濃度 (ppm)		
	【基準: 800°C以上】 平均値	【基準: 200°C以下】 平均値	【基準: 100ppm以下】 ----- ^{備考2)}		
1日	865.9	80.2			
2日	863.6	80.2			
3日	859.7	73.4			
4日	859.9	71.8			
5日	865.4	73.8			
6日	855.8	73.4			
7日	861.7	74.9			
8日	868.2	77.8			
9日	862.3	77.4			
10日	860.5	77.3			
11日	856.5	75.6			
12日	868.3	76.2			
13日	853.2	77.4			
14日	856.5	77.1			
15日	運転→停止				
16日	停止中				
17日	停止中				
18日	停止中				
19日	停止→運転				
20日	857.8	81.6			
21日	858.9	79.9			
22日	863.7	79.7			
23日	853.5	79.3			
24日	855.2	78.1			
25日	856.3	77.8			
26日	859.6	79.8			
27日	857.5	80.2			
28日	855.3	80.8			
29日	857.0	81.5			
30日	856.7	81.5			
31日	858.5	81.0			

備考1) 冷却缶とは、燃焼ガスを直接冷却缶水へ通過させ急冷する設備です。

備考2) 一酸化炭素濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設に該当し、排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録することが管理指標となっており、それに従って管理しています。

備考3) 排ガス洗浄設備(スクラバー)を使用しているために、ばいじんの堆積はありません。

備考4) 測定位置については焼却炉略図をご参照下さい。

産業廃棄物処理施設の維持管理記録【2017年7月度】

設置事業所名	(株)A D E K A 千葉工場
施設名称	廃油焼却施設 (N C E 焼却炉)
施設の種類	廃油の焼却施設「法施行令第7条第5号イ」に該当する
	産業廃棄物の焼却施設「法施行令第7条第13の2号イ」に該当する
許可年月日	平成12年9月12日
許可番号	千葉県 12-2-2-64
維持管理計画	有 (別紙計画書参照)

1. 産業廃棄物の処分量

産業廃棄物の種類	処分数量(t)
廃油	686

2. 炉内の燃焼温度等

測定位置 日付	①燃焼炉内	②冷却缶 ^{備考1)} 出口	③集塵機出口煙道	ばいじんの除去 ^{備考3)}	備考
	燃焼ガス温度 (°C)	集塵機に流入する燃焼ガス温度 (°C)	排ガス中の一酸化炭素濃度 (ppm)		
	【基準: 800°C以上】 平均値	【基準: 200°C以下】 平均値	【基準: 100ppm以下】 ----- ^{備考2)}		
1日		停止中			
2日		停止中			
3日		停止中			
4日		停止中			
5日		停止中			
6日		停止中			
7日		停止中			
8日		停止中			
9日		停止中			
10日		停止中			
11日		停止中			
12日		停止中			
13日		停止中			
14日		停止中			
15日		停止中			
16日		停止→運転			
17日	862.7	74.5			
18日	855.1	77.0			
19日	855.9	81.3			
20日	857.8	81.4			
21日	857.2	77.6			
22日	853.1	78.6			
23日	854.8	77.5			
24日	860.2	77.5			
25日	857.9	77.8			
26日	859.9	79.6			
27日	861.0	79.2			
28日	856.3	79.2			
29日	857.3	79.5			
30日	862.4	79.8			
31日	863.5	79.7			

備考1) 冷却缶とは、燃焼ガスを直接冷却缶水へ通過させ急冷する設備です。

備考2) 一酸化炭素濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設に該当し、排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録することが管理指標となっており、それに従って管理しています。

備考3) 排ガス洗浄設備(スクラバー)を使用しているために、ばいじんの堆積はありません。

備考4) 測定位置については焼却炉略図をご参照下さい。

産業廃棄物処理施設の維持管理記録【2017年6月度】

設置事業所名	(株)A D E K A 千葉工場
施設名称	廃油焼却施設 (N C E 焼却炉)
施設の種類	廃油の焼却施設「法施行令第7条第5号イ」に該当する
	産業廃棄物の焼却施設「法施行令第7条第13の2号イ」に該当する
許可年月日	平成12年9月12日
許可番号	千葉県 12-2-2-64
維持管理計画	有 (別紙計画書参照)

1. 産業廃棄物の処分量

産業廃棄物の種類	処分量 (t)
廃油	754

2. 炉内の燃焼温度等

測定位置 日付	①燃焼炉内	②冷却缶 ^{備考1)} 出口	③集塵機出口煙道	ばいじんの除去 ^{備考3)}	備考
	燃焼ガス温度 (°C)	集塵機に流入する燃焼ガス温度 (°C)	排ガス中の一酸化炭素濃度 (ppm)		
	【基準: 800°C以上】 平均値	【基準: 200°C以下】 平均値	【基準: 100ppm以下】 ----- ^{備考2)}		
1日	865.7	79.7			
2日	860.5	78.9			
3日	857.7	79.3			
4日	858.4	79.5			
5日	868.7	80.4			
6日	865.7	80.3			
7日	865.5	80.6			
8日	862.8	80.1			
9日	858.9	79.8			
10日	865.7	80.0			
11日	865.7	80.0			
12日	863.4	80.5			
13日	856.4	80.6			
14日	863.0	80.8			
15日	運転→停止				
16日	停止中				
17日	停止中				
18日	停止中				
19日	停止中				
20日	停止中				
21日	停止中				
22日	停止中				
23日	停止中				
24日	停止中				
25日	停止中				
26日	停止中				
27日	停止中				
28日	停止中				
29日	停止中				
30日	停止中				

備考1) 冷却缶とは、燃焼ガスを直接冷却缶水へ通過させ急冷する設備です。

備考2) 一酸化炭素濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設に該当し、排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録することが管理指標となっており、それに従って管理しています。

備考3) 排ガス洗浄設備(スクラバー)を使用しているために、ばいじんの堆積はありません。

備考4) 測定位置については焼却炉略図をご参照下さい。

産業廃棄物処理施設の維持管理記録【2017年5月度】

設置事業所名	(株)A D E K A 千葉工場
施設名称	廃油焼却施設 (N C E 焼却炉)
施設の種類	廃油の焼却施設「法施行令第7条第5号イ」に該当する
	産業廃棄物の焼却施設「法施行令第7条第13の2号イ」に該当する
許可年月日	平成12年9月12日
許可番号	千葉県 12-2-2-64
維持管理計画	有 (別紙計画書参照)

1. 産業廃棄物の処分量

産業廃棄物の種類	処分量 (t)
廃油	1,375

2. 炉内の燃焼温度等

測定位置 日付	①燃焼炉内	②冷却缶 ^{備考1)} 出口	③集塵機出口煙道	ばいじんの除去 ^{備考3)}	備考
	燃焼ガス温度 (°C)	集塵機に流入する燃焼ガス温度 (°C)	排ガス中の一酸化炭素濃度 (ppm)		
	【基準: 800°C以上】 平均値	【基準: 200°C以下】 平均値	【基準: 100ppm以下】 ----- ^{備考2)}		
1日	856.7	80.1			
2日	864.9	80.3			
3日	863.0	82.3			
4日	858.7	82.6			
5日	861.1	82.7			
6日	862.4	82.7			
7日	854.4	81.1			
8日	運転→停止				
9日	停止中				
10日	停止中				
11日	停止中				
12日	停止→運転				
13日	863.1	77.6			
14日	858.8	77.4			
15日	861.3	77.7			
16日	865.6	77.9			
17日	863.6	77.8			
18日	866.9	78.3			
19日	862.4	78.7			
20日	861.7	78.0			
21日	858.5	78.8			
22日	856.8	78.8			
23日	861.8	78.7			
24日	858.9	78.6			
25日	856.4	79.0			
26日	864.7	80.1			
27日	863.9	80.4			
28日	861.4	80.4			
29日	864.3	79.9			
30日	865.7	78.9			
31日	870.6	79.2			

備考1) 冷却缶とは、燃焼ガスを直接冷却缶水へ通過させ急冷する設備です。

備考2) 一酸化炭素濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設に該当し、排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録することが管理指標となっており、それに従って管理しています。

備考3) 排ガス洗浄設備(スクラバー)を使用しているために、ばいじんの堆積はありません。

備考4) 測定位置については焼却炉略図をご参照下さい。

産業廃棄物処理施設の維持管理記録【2017年4月度】

設置事業所名	(株)A D E K A 千葉工場
施設名称	廃油焼却施設 (N C E 焼却炉)
施設の種類	廃油の焼却施設「法施行令第7条第5号イ」に該当する
	産業廃棄物の焼却施設「法施行令第7条第13の2号イ」に該当する
許可年月日	平成12年9月12日
許可番号	千葉県 12-2-2-64
維持管理計画	有 (別紙計画書参照)

1. 産業廃棄物の処分量

産業廃棄物の種類	処分数量(t)
廃油	1,330

2. 炉内の燃焼温度等

測定位置 日付	①燃焼炉内	②冷却缶 ^{備考1)} 出口	③集塵機出口煙道	ばいじんの除去 ^{備考3)}	備考
	燃焼ガス温度 (°C)	集塵機に流入する燃焼ガス温度 (°C)	排ガス中の一酸化炭素濃度 (ppm)		
	【基準:800°C以上】 平均値	【基準:200°C以下】 平均値	【基準:100ppm以下】 ----- ^{備考2)}		
1日		停止中			
2日		停止中			
3日		停止中			
4日		停止中			
5日		停止→運転			
6日	863.5	78.3			
7日	871.8	78.0			
8日	864.3	77.4			
9日	869.1	78.1			
10日	864.9	77.9			
11日	862.5	78.0			
12日	862.6	78.7			
13日	863.8	80.1			
14日	858.9	80.5			
15日	856.7	80.4			
16日	861.8	80.4			
17日	866.1	81.1			
18日	868.0	80.0			
19日	864.2	78.7			
20日	861.3	78.4			
21日	858.1	78.8			
22日	870.2	79.4			
23日	863.2	79.2			
24日	860.2	79.8			
25日	861.7	80.3			
26日	859.2	80.0			
27日	867.4	80.4			
28日	862.3	80.1			
29日	859.3	80.4			
30日	857.9	80.0			

備考1) 冷却缶とは、燃焼ガスを直接冷却缶水へ通過させ急冷する設備です。

備考2) 一酸化炭素濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設に該当し、排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録することが管理指標となっており、それに従って管理しています。

備考3) 排ガス洗浄設備(スクラバー)を使用しているために、ばいじんの堆積はありません。

備考4) 測定位置については焼却炉略図をご参照下さい。